東京国公だより

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 2024年4月7日 63-041

メール・アドレス uematsu@tk-kokko.org 東京国公 HP http://tk-kokko.org/

政府統計が告発する日本経済の異常一その5 非正規労働者の激増

「労働力調査」(総務省・統計局)より

「東京国公だより39号」では、総務省・統計局の「労働力調査」の「詳細調査」の中の「収入別就 労者数」から、全就業人口の30.1%・1,723万人が年収200万円未満の就労者という実態をお知らせしました。その大多数が非正規労働者であることも、「労働力調査」で確認することができました。「東京国公だより40号」では、女性の場合、非正規労働者が50%を超える実態の中、男性に比べ著しい賃金格差が生まれていることも明らかにしました。では非正規労働者数の推移はどうなのでしょう?これも「労働力調査」をさかのぼって調べれば判明しますので、まず以下の通りその推移を示します。

とりわけ女性雇用者の正規、非正規別の人数推移にご注目して下さい。

非正規労働者激増の特徴は次ページにまとめました。大いに論議しましょう!

非正規労働者数の推移 (注)単位のない数は万人単位

*1984年は比較可能な統計開始の年。 *1996年は実質賃金のピークの年、1997年は名目賃金のピークの年。 *2013年は異次元金融緩和開始の年

年次	役員を除く 雇用者数 (男女計)	正規雇用 者数 (男女計)	非正規雇 用者数 ^(男女計)	非正規雇 用者率 (男女計)	役 除 性 者数	うち女性 非正規雇 用者数	役員を除く 女性雇用者 に占める非 正規率
1984 年	3, 936	3, 333	604	15. 3%	1, 406	408	29.0%
1996 年	4, 843	3, 800	1, 043	21.5%	1, 935	770	39.8%
1997 年	4, 963	3, 812	1, 152	23. 2%	2, 014	840	41.7%
2000 年	4, 903	3, 630	1, 273	26.0%	2, 011	934	46. 4%
2005 年	5, 008	3, 375	1, 634	32. 6%	2, 144	1, 126	52. 5%
2012 年	5, 161	3, 345	1, 816	35. 2%	2, 291	1, 249	54.5%
2013 年	5, 213	3, 302	1, 910	36. 6%	2, 327	1, 298	55.8%
2023 年	5, 730	3, 606	2, 124	37. 1%	2, 708	1, 441	53. 2%

*なお女性の場合、非正規雇用者が50%を超えたのは、2003年です。

非正規労働者激増から何が見える?!―大いに論議しましょう!

≪非正規労働者の激増実態≫

- 1)同一統計内容確認可能な1984年(40前)との比較(2023年時点)
 - ①役員を除く雇用者数 (男女計)
 - 3, 936万人→5, 730万人 1, 794万人增 1. 46倍
 - ②役員を除く雇用者数 (男女計) 中の正規雇用者数
 - 3. 333万人→3. 606万人 273万人增 1. 08倍
 - ③役員を除く雇用者数 (男女計) 中の非正規雇用者数

604万人→2, 124万人 1, 520万人增 3. 52倍

④役員を除く雇用者数 (男女計) の非正規雇用者率

15. 1%→37. 1%

2. 46倍

- 2)女性 同一統計内容確認可能な1984年(40前)との比較(2023年時点)
- ①役員を除く雇用者数(女性)

1,406万人→2,708万人 1,302万人增 1.93倍

②役員を除く雇用者数 (女性) の正規雇用者数

998万人→1, 267万人 269万人增

1.27倍

③役員を除く雇用者数(女性)の非正規雇用者数

408万人→1,441万人 1,033万人增 3.53倍

4 役員を除く雇用者数(女性)の非正規雇用者率

29. 0%→53. **2%**

1.83倍

男女間、正規・非正規間の給与格差著しく(民間給与統計実態調査-2022 年分)

	平均給与 (年額)	平均給与(年額) 正社員·正職員	平均給与(年額) 非正規社員職員	平均給与(年額) 非正規の正規 との比較
男性	5,633	5,838	2,704	46.3%
女性	3,137	4,069	1,633	40.1%
男女計	4,576	5,233	2,005	38.3%
男女格差	55.7%	69.7%	60.4%	

- *一年を通じて勤務した給与所得者の給与年額(単位は千円)
- *男女格差は男性給与額に比較した女性の給与額の割合

【労働基準法】

第四条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別 的取扱いをしてはならない。